

南アフリカの手話通訳者問題への「見解」

一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会（以下、三団体）は、2013年12月10日に行われたネルソン・マンデラ前大統領追悼式における手話通訳者の質について、世界ろう連盟（WFD）・世界手話通訳者協会（WASLD）から発表された共同声明を支持します。南アフリカの政府・ろう者団体、及び手話通訳者団体は、共同声明に示されたように、研修を受けた資格を持つ専門的な手話通訳者を採用することにより、ろう者の情報アクセスを保障されるよう、努められることを望んでいます。

同時に、三団体は、追悼式において、手話通訳者が、追悼の辞を述べる各国首脳の前で通訳し、放送されたことを評価します。日本の場合、首相や内閣府の記者会見のテレビ放送に手話通訳者がついていますが、その手話通訳者の位置が話者から3メートルほど遠ざけられているため同じ画面に映りません。手話通訳者を別のカメラで撮影し、放送電波に載せることなくインターネットによる動画で周知しているのが現状です。結果的にろう者への情報アクセス・コミュニケーション保障が不合理な形で行われているからです。

日本は、2013年12月4日の参議院本会議で障害者権利条約の批准を承認しました。三団体は、批准を実効性のあるものにするべく、同条約の21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」の（b）において、「障害者が、公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を受け入れ、及び容易にすること」の具体化を日本政府に強く求めます。

また第9条「施設及びサービス等利用の容易さ」の2、（e）には「専門の手話通訳」の提供について言及しています。すなわち、今回のケースに関しては、国や公共団体が情報提供するときに、ろう者が分かるよう、専門的な資格のある手話通訳者を話者の隣に配置し、そのまま画面に映して放送することを求めます。

三団体は、障害者権利条約に基づき手話通訳制度をより良くしていくため、国民的な理解を得て、手話言語法の制定を求める意見書採択や手話言語条例制定などの取り組みを全国的に進めています。今後もさらに国民の皆さまと手を携えて、手話言語法、情報・コミュニケーション法の法制化を図っていきます。

2014年1月21日

一般財団法人全日本ろうあ連盟
一般社団法人全国手話通訳問題研究会
一般社団法人日本手話通訳士協会

以上